

# 国民健康保険の 届け出はお済みですか？

## 国保に加入するとき

- ①職場の健康保険をやめたとき
- ②職場の健康保険の被扶養者から外れたとき
- ③ほかの市町村から転入したとき
- ④出産したとき
- ⑤外国籍の人が国保に加入するとき

### 必要なもの

- ①喪失証明書や離職票
- ②被扶養者ではなくなった証明書
- ③転出証明書
- ④医療機関の請求書と領収証、出産費用の明細書、母子健康手帳、出産者の通帳
- ⑤在留カード

**加入の届け出が遅れると** 加入しなければならない日にさかのぼって国保に加入するため、納税の義務もさかのぼって発生します。国保の資格がない間の医療費は全額自己負担になる場合があります。

※修学のため市外に転出する場合は、「学生証」か「在学証明書」、「合格通知書」の写しが必要です。  
 ※児童福祉施設など市外の施設に入所する場合は、「施設入所証明書」が必要です。  
 ※マイナンバーカードの健康保険証利用登録が済んでいる場合でも、加入している健康保険が変わったら届け出が必要です。

**問合せ** 市市民課国保年金係 (☎22-2111 内線1022)

問合せ 人吉鉄道ミュージアム  
 MOZOCAステーション  
 868 (☎23-2000)

日	月	火	水	木	金	土
						4/26 ○
4/27	4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3
○	○	○	×	○	○	○
5/4	5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	
○	○	○	×	○	○	

**MOZOCAステーション**  
 ゴールデンウィークの開館情報  
 休館日 毎週水曜(祝日の場合は翌平日)  
 開館時間 午前9時〜午後5時

**人吉市教育委員会**  
 定例会を傍聴できます  
 定例会を開催します。希望する人は傍聴できます。  
 期日 4月25日(金)  
 時間 午前9時30分〜  
 場所 市役所4階委員会室1  
**問合せ** 市学校教育課総務係

加入中の健康保険が変更になったときは14日以内に、市市民課国保年金係(市役所1階2番窓口)に届け出をお願いします。  
 ※手続きには、マイナンバーが分かるもの、本人確認書類(免許証など)と、次の表に記載された各種必要書類、印鑑を持ってきてください。代理人申請の場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

## 国保を脱退するとき

- ①職場の健康保険に加入したとき
- ②家族の健康保険の被扶養者になったとき
- ③ほかの市町村に転出するとき
- ④被保険者が死亡したとき
- ⑤外国籍の人が国保をやめるとき

### 必要なもの

- ①国保と職場の健康保険の両方の保険証
- ②国保と職場の健康保険の両方の保険証
- ③保険証
- ④亡くなった人の保険証、喪主の通帳
- ⑤在留カード、保険証
- ※①〜⑤の保険証は資格確認書でも可

**脱退の届け出が遅れると** 国保税が課税されたままになります。資格がないまま病院を受診したときは、国保が負担した医療費を返してもらいます。



## 政府主催慰霊巡拝

厚生労働省では、先の大戦で亡くなった人の遺族を対象に慰霊巡拝を実施しています。  
**対象者** 実施地域での戦没者の配偶者、父母、子、兄弟姉妹、孫、おい・めい、参加遺族(子・兄弟姉妹)の配偶者  
**実施地域** 中国東北方、インドネシア、東部ニューギニア、カザフスタン共和国、ウズベキスタン共和国、トララク諸島、硫黄島、パラオ諸島、フィリピン、ミャンマー  
 ※日程や申込方法など詳しくはお問い合わせください。  
**問合せ** 県社会福祉課 (☎096-333-2199)

## 「ご存じですか？」 障害者手当制度

常時介護が必要な最重度の在宅障がい者に対して、次の制度があります。  
**【20歳以上】**  
 特別障害者手当  
 月額2万9590円  
 ※身体障害者福祉法などに定める施設に入所している人、病院または診療所に3カ月を

超えて入院している人には支給されません。  
**【20歳未満】**  
 障害児福祉手当  
 月額1万6100円

※障がいを理由に年金を受給する人、児童福祉法などに定める施設に入所している人には支給されません。  
**最重度の人とは**  
 重度の肢体不自由や精神障がいのため、絶対安静が継続したり、日常生活がほとんどできなかったりと日常生活が著しく制限される人などです。

※所得制限があります。  
**問合せ** 市福祉課障がい者支援係

## 特別児童扶養手当を支給します

特別児童扶養手当は、次の要件に当てはまる児童を養育している父か母、または父母に代わって児童を養育している人に支給します。  
**【支給対象児童】**  
 20歳未満で精神または身体に中度以上の障がいがある児童。ただし、障がいを理由に年金を受給する児童や、児童福祉施設などに入所している

児童は対象になりません。  
**【手当額】**  
 1級 月額5万6800円  
 2級 月額3万7830円  
 ※所得制限があります。  
**問合せ** 市福祉課障がい者支援係

## 児童手当4月支払い分を振り込みます

4月期(2・3月分)支給分は、4月7日(月)に指定の金融機関の口座に振り込みま

## 旅券の手数料や交付までの期間が変わりました

旅券(パスポート)のデザイン、手数料、交付までの期間が変わりました。パスポートを申請する人は渡航までの期間を確認し、早めに申請をお願いします。

### 安全

顔写真ページがプラスチック素材になり、偽造・変造対策が強化されました。

### 便利

新規申請、切替申請などの全ての申請がオンラインでできるようになりました。

### 手数料

種別	申請方法	~3月23日	3月24日~
10年有効旅券	窓口	16,000円	16,300円
	オンライン		15,900円
5年有効旅券	窓口	11,000円	11,300円
	オンライン		10,900円
5年有効旅券(12歳未満)	窓口	6,000円	6,300円
	オンライン		5,900円

※オンライン申請には、マイナンバーカードとカード発行時に設定した2つの番号、マイナポータルアプリとアプリ対応のスマートフォンが必要です。

**交付までの期間** 市で申請した場合、交付まで土・日曜を除き12日ほどかかります。

**問合せ** 市市民課市民係 (☎22-2111 内線1006)



詳しくはこちら